



# みやの地域づくりだより

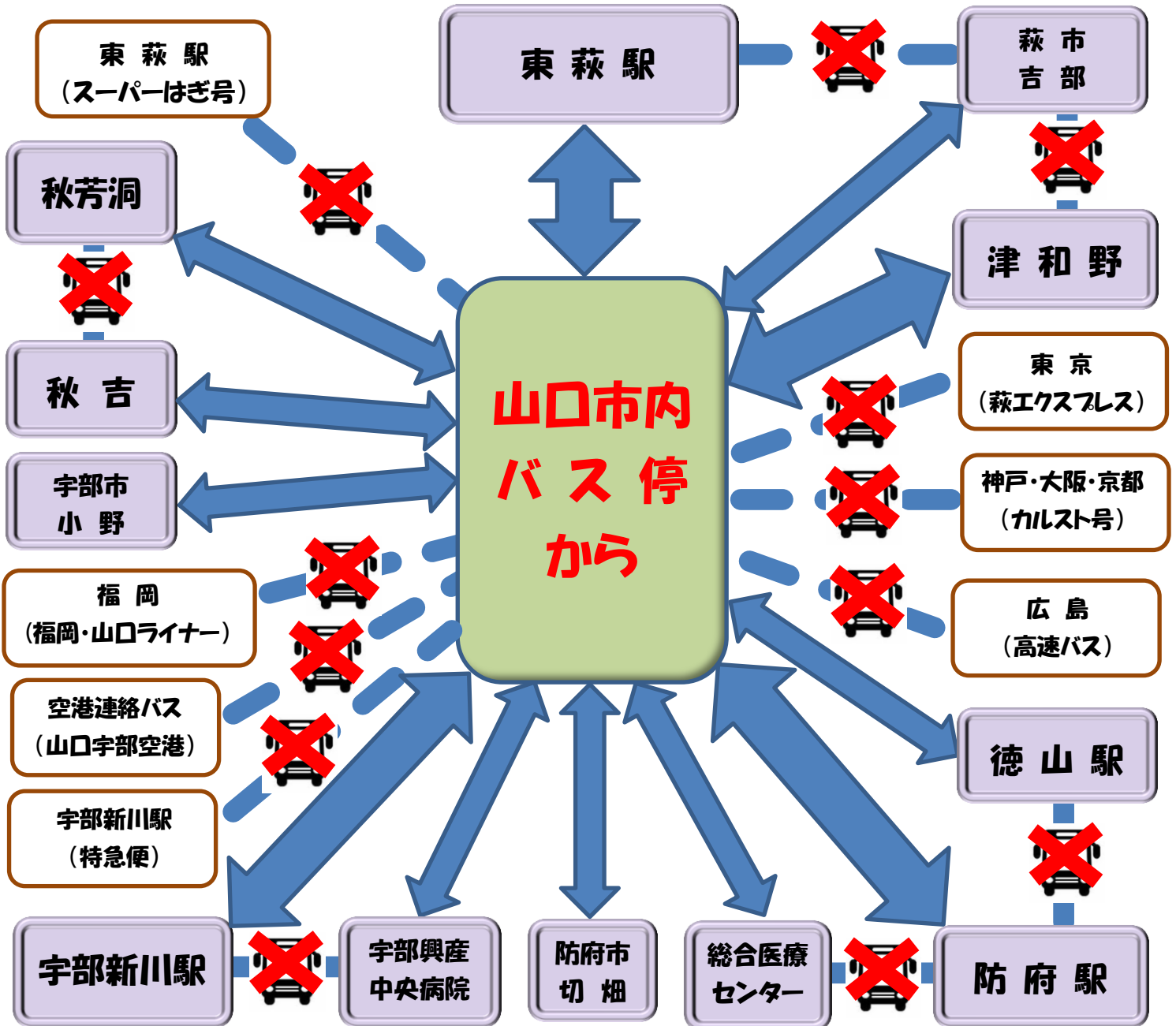
発行 みやの地域づくり協議会 地域福祉部会

第 67 号 平成 29 年 10 月 12 日発行

☎934-5005 FAX934-5017 ✉miyanoti@c-able.ne.jp



平成29年10月1日より 山口市民対象の  
**福祉優待バス乗車証の利用区間が拡大しました!**



**1乗車100円の区間**

※一定要件の障がい者手帳所持者は**無料**



**正規の運賃が必要です**

※一定要件の障がい者手帳所持者は**半額**

詳細は

裏面に

## ■「福祉優待バス乗車証交付事業」とは

高齢者及び障がい者の移動支援として、「福祉優待バス乗車証」を交付することにより、社会参加の増進を図ることを目的としています。

### 福祉優待バス乗車証とは・・・

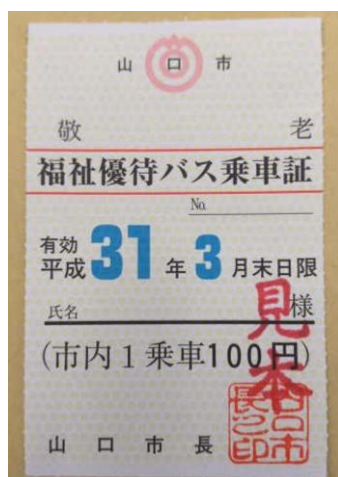
#### ◆1乗車100円（障がい者は無料）となる利用区間

- ・ 山口市内（乗り） ⇒ 山口市内（降り）
  - ・ 山口市内（乗り） ⇒ 市外（降り）
  - ・ 市外（乗り） ⇒ 山口市内（降り）
- 上記の区間をご利用になる場合です

※市外（乗り）→市外（降り）の乗車、高速バス、特急バス、空港連絡バスは利用できませんので、正規の運賃（障がい者は半額）をお支払いください。

### 高齢者は・・・

#### ①敬老バス乗車証



- ◆70歳以上の方が対象・・・上記①「敬老バス乗車証」が交付されます
- 降車の際に、『福祉優待バス乗車証』を提示し、100円を現金でお支払いください。
- バスカードでのお支払いはできませんので注意してください。

【問い合わせ先】 山口市高齢福祉課  
☎ 083-934-2793

最新の山口市総合時刻表は、  
宮野地域交流センターへ

### 一定要件の障がい者手帳所持者は・・・

#### ②障がいバス乗車証



- ◆市内に住民登録がある重度の心身障がいのある方 《年齢制限なし》
- （身体障害者手帳1級～3級の所持者、療育手帳Aの所持者、精神障害者保健福祉手帳1級～2級の所持者）・・・上記②「障がいバス乗車証」が交付されます
- 降車の際に、『福祉優待バス乗車証』と『各種障がい者手帳』の両方を提示してください。

「障がい」と表示されている方→本人のみ無料  
「障がい・介護人付」と表示されている方→本人と介護人1名まで無料

【問い合わせ先】 山口市障がい福祉課  
☎ 083-934-2794